

日田市規則第29号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月14日

日田市長 原 田 啓 介

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>（令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等）</u></p> <p><u>3 令和2年7月豪雨の影響により、第2条の規定を適用する場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、特例給付を行い、利用者負担額を免除する。この場合において、第5条（同条第1号に該当する場合に限る。）の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたとき。</u></p> <p><u>(2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>

者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(3) 主たる生計維持者の行方が不明であるとき。

(4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したとき。

(5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき。

4 前項に規定する特例給付及び利用者負担額の免除の対象となる期間は、第7条の規定にかかわらず、令和2年7月6日から同年10月31日までとする。

5 附則第3項に規定する要件に該当する場合において、市長が当該事実を罹災者名簿等によって確認できる場合は、第4条第1項に規定する書類の添付を省略させることができる。

6 市長は、附則第3項に規定する要件に該当することにより、特例給付及び利用者負担額の免除の対象となり得る者が、附則第4項の対象期間において利用者負担額を既に支払っていた場合については、当該者の申請により、当該免除に係る利用者負担額に相当する額を還付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年7月6日から適用する。